

## 奈井江町おもいやりの障がい福祉条例（資料）

### 前文

障がいのある人もない人も全ての町民は平等であり、誰もが等しく基本的人権が尊重されなければなりません。

しかしながら社会には、依然として障がいのある人、障がい者施設に対する理解不足などから誤解や偏見があり、不利益な扱いなどから地域での安心した生活や社会参加が妨げられている状況があります。

このような中、障がいの有無にかかわらずそれぞれが権利主体として一人ひとりの尊厳が重んぜられ、相互に障がいへの理解を深め合い、障がいのある人の自立を支援し地域での役割を担い、誰もが分け隔てなく安心して暮らせるまちづくりが求められています。

このため、奈井江町まちづくり自治基本条例の基に立ち、町民皆が一体となりまちづくりを進めるために奈井江町にふさわしい目標、基本的理念を明らかにすることが必要です。

ここに私たちは、障がいのある人もない人も互いに基本的人権を尊重しあい、地域社会の対等な一員として町と町民が共に支え合う福祉のまちを実現するため、この条例を制定します。

### （目的）

第1条 この条例は、奈井江町まちづくり自治基本条例（平成17年条例第12号）に規定する「まちづくりの原則」である情報共有、町民参加、協働、及び人権尊重の考え方を引き継ぎ、障がい福祉について町及び町民共通の目標として基本理念を定め、町、町民及び障がいのある人の責務を明らかにするとともに、全ての人の人権尊重、障がいへの理解を深め、障がいのある人の自立と社会参加を支援し、障がいのある人もない人も、共に住み慣れた町で分け隔てなく安心して暮らすことができるまちづくりを推進することを目的とします。

( 言葉の意味 )

第 2 条 この条例で使われる言葉の意味は、次のとおりとします。

( 1 ) 「町民」とは、町内に住所を有する人、町内で働く人、町内で学ぶ人、町内で事業を営む法人、町内で活動する法人及び団体をいいます。

( 2 ) 「障がい」とは、次に掲げるものをいう。

ア 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条に規定する身体障害、知的障害及び精神障害、発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）第 2 条第 1 項に規定する発達障害、その他心身の機能障がいと難病及び高次脳機能障害をいいます。

イ アに掲げるもののほか、心身の状態が疾病、障がいその他の事情により、日常生活又は社会生活において相当な制限を受け、他の者と平等に社会参加することが妨げられる状態をいいます。

( 基本理念 )

第 3 条 奈井江町まちづくり自治基本条例の原則と考え方を引き継ぎ、次に掲げる事項を基本理念とします。

( 1 ) 障がいのある人もない人も、平等であり、お互いの人権が尊重されます。

( 2 ) 障がいのある人もない人も、相互に障がいに対する理解を深め、障がいを理由として差別することや、その他の権利利益を侵害することのないように努めます。

( 3 ) 町と町民は、それぞれの自主性を尊重し、障がいのある人もない人も対等な一員として協働で共に暮らすまちづくりを進めます。

( 4 ) 障がいのある人も自立と主体的に社会参加し、雇用と就労の機会を増やすなど、必要な支援が受けられるまちづくりを目指します。

( 町の責務 )

第 4 条 町は、この条例の基本理念に基づき、障がいのある人もない人

も、共に安心して暮らすことができるまちづくりの施策を総合的かつ計画的に実施します。

( 町民の責務 )

第5条 町民は、この条例の基本理念に基づき、地域社会の一員として、障がいのある人もない人も共に暮らすことができるまちづくりに努めるものとしします。

( 障がいのある人の責務 )

第6条 障がいのある人も自立に努め、社会を構成する対等なパートナーとして主体的な参加に努めるものとしします。

( 平等と人権尊重 )

第7条 地域で暮らす全ての人は人として平等であり、障がいのある人の基本的人権を尊重しなければなりません。

( 理解の促進 )

第8条 町と町民は、相互に障がいに対する理解を深めるよう、交流機会の充実、意見の表明、普及啓発及びその他必要な取り組みが図られるよう努めるものとしします。

( 権利擁護 )

第9条 全ての人は、障がいのある人に対し、社会生活や社会参加等において、差別、虐待及び不利益行為を行ってはなりません。

(1) 差別とは、障がいのある人に対し、生活を営む上で、あらゆる場面において不当に権利利益を侵害する行為をいいます。

(2) 虐待とは、障がいのある人に対し、身体的暴行や拘束行為、わいせつな行為、放置や養護を怠る行為、暴言や拒絶などの心理的外傷を与える行為及び不当に財産を処分又は不当に財産上の利益を得る行為をいいます。

(3) 不利益行為とは、障がいのある人に対し、社会生活や社会参加において、障がいを理由として提供を拒み、制限又は条件を付し、強制又は指定する行為をいいます。

(暮らしやすい地域づくり)

第10条 町と町民は、障がいのある人も暮らしやすい日常生活や社会生活を営むことができるよう、社会的な障壁の除去について、合理的配慮に努めるものとします。

(自立と社会参加のための支援)

第11条 町と町民は、障がいのある人の自立した社会生活のため、子育て、教育、就労、社会活動及びその他のあらゆる分野の活動に平等に参加することを協働で推進するよう努めるものとします。

2 町と町民は、全ての子どもたちの人権を尊重し、共に育ち共に学ぶことができる保育及び教育環境の整備に努めるものとします。

3 福祉サービス事業者は、提供する福祉サービスの質の向上と適切な支援の実施に努めるものとします。

(情報の共有)

第12条 町と町民は、障がいに対する知識及び理解を深めるため、相互に連携し情報の共有に努めるものとします。

(障がいのある人と家族に対する配慮)

第13条 町と町民は、障がいのある人と家族に対して、地域で安全で安心して暮らすために、必要な配慮及び支援に努めるものとします。

(支援)

第14条 町は、障がい福祉に関わる全ての人、関係機関、団体及び事業者と密接な連携を図り、障がいのある人及び家族、障がい者施設への支援体制の充実に努めるものとします。

- 2 保健、医療、福祉、教育、就労、文化、住宅、交通、防犯及び防災などの分野に関わる団体や事業者は、町及び関係機関との連携を図り、必要な支援に努めるものとします。
- 3 町民は、町や障がい者福祉に関わる関係機関及び関係団体との連携を図り、地域全体で障がいのある人及び家族、障がい者施設への必要な支援に努めるものとします。
- 4 町と町民は、障がいのある人を雇用する事業所等を積極的に活用するなどの支援に努めるものとします。

(雇用及び就労支援)

- 第 15 条 町と事業主は、障がいのある人の適性、事業内容などを勘案して雇用の促進に努めるものとします。
- 2 町と事業主は、障がいを理由に採用の拒否、解雇及び賃金などの労働条件において不利益又は不当な扱いを行わないように努めるものとします。

(相談支援体制)

- 第 16 条 町は、障がいについての理解の促進及び障がいのある人への権利侵害、虐待行為及び不利益な行為に関する相談に応じ、必要な措置をとるものとします。
- 2 町は、障がいのある人及びその家族、その他の関係者からの各種の相談に総合的に応じるよう、関係機関、事業者、関係団体及びその他の関係者と連携し、必要な相談支援体制整備を図るよう努めるものとします。

(協議会の設置)

- 第 17 条 町は、この条例の目的達成のため、奈井江町障がい者地域自立支援協議会を置きます。

( 委任 )

第 18 条 この条例の施行に関して必要な事項は、町長が別に定めます。

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行します。